

公布された条例のあらまし

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任することとした。（第 4 条関係）
- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となることとした。（第 5 条関係）
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会の委員でなくなったことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 17 条関係）
- 4 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。